

各団地のガスご利用のお客様へ

消費税率引き上げに伴う税込み料金の変更について

岩沼市農業協同組合

【消費税法の改正に伴うガス料金変更のお知らせ】

このたび、消費税法の改正により、地方消費税を含む消費税等^{*1}の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日より、以下のとおりガス料金^{*2}（基本料金及び基準単位料金）を変更いたします。

今回の変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

- *1 「消費税等」＝消費税及び地方消費税の合計
- *2 「ガス料金」＝消費税込みで表示されている料金。税抜き価格に変更はありません。

【ガス料金表の変更時期及び経過措置について】

今回のガス料金表の変更は、消費税率の改定に合わせ、令和元年10月1日に行い、同日から適用いたします。

ただし、消費税法に定める経過措置により、令和元年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいたお客様の、令和元年10月1日から10月31日までにに行った最初の検針によるガス料金の消費税につきましては、旧税率（8%）が適用されます。

ご請求額の算出に使用する基本料金及び原料費調整後の単位料金（ともに消費税込み）につきましては、検針票に記載していますのでご確認ください。

ご意見ご質問は、検針票記載の弊社お問い合わせ先までお願いいたします。

【ガス料金表新旧比較表】 標準料金：7月料金表例

料金表		改定後（消費税率 10%）		改定前（消費税率 8%）	
		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
A	0～8 m ³	1,210.00 円	441.40 円/m ³	1,188.00 円	433.38 円/m ³
B	8～30 m ³	1,430.00 円	413.90 円/m ³	1,404.00 円	406.38 円/m ³
C	30 m ³ ～	2,986.50 円	362.02 円/m ³	2,932.20 円	355.43 円/m ³

- * 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- * 毎月のガス料金に適用する「単位料金（検針票でお知らせしています）」は、基準単位料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。
- * 詳細は弊社経済部窓口に掲載していますのでご確認ください。
- * 詳しい説明を希望される場合や、ご不明な点がある場合等には、下記窓口までご連絡ください。

(小売登録番号 C0084) **岩沼市農業協同組合**

宮城県岩沼市中央2丁目5番30号

【窓口】 経済部 ☎ 0223-22-1258 【受付時間】 09:00～17:00
(土・日・祝祭日を除く) 【担当】 島 貫